

第7期第6回横浜市税制調査会 議事概要	
日 時	令和7年10月1日（水）午前10時00分から正午まで
会議形式	対面形式（横浜市庁舎18階 なみき2～5会議室）
出席者	青木座長、柏木委員、柴委員、平川委員、望月委員
欠席者	上村委員、川端委員
関係局	なし
開催形態	公開（傍聴者0人、取材0人）
議題	ふるさと納税制度のあり方について
議事	<p>【主な論点と議論内容】</p> <p>1 国の公表文書で確認できる制度創設時の議論等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資料27ページの表上段（税法上の返礼品の扱い）について、総務大臣が答弁していることに違和感があり、税法上の返礼品の取り扱いについて、法人から寄附者への贈与と解されるため、一時所得に該当するものである。 ○ 税制調査会としては、高額すぎる返礼品は一時所得や特別の利益に該当する可能性が高いことを指摘すべきである。 ○ 返礼品の過熱こそが最大の問題点である。 <p>2 ふるさと納税とは何か：ふるさと納税の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大都市自治体の課税権が削減されており、課税自主権も喪失している。 ○ 地方財源が増えることはなく、地方同士での地方税の奪い合いになっている。 ○ 寄附の重要性を否定するものではないが、実態として、純粋な寄附の意識でふるさと納税をしている人は少ないと思われる。 ○ 返礼品を目的とした“擬似的なネット通販”として定着しており、納税者にとっては節税手段となっている。 ○ 地方税の応益原則に反し、行政サービス水準と税収との相関関係が切り離されており、大都市自治体を中心に財政運営に深刻な影響を及ぼし始めている。 ○ ふるさとの定義が曖昧で、制度の誤解を招いている。 ○ ふるさと納税って自治体間の格差は正に役に立っているのではないかというイメージが広まっているが、財政調整の効果はない。 <p>3 ふるさと納税の存在理由は何か、目的は何か、「本来の趣旨」とは何か？</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方交付税の削減とふるさと納税制度の創設時期が重なっており、地方交付税の削減がきっかけになっていることは否定できないと考える。 ○ 大都市から財源を剥がして、地方自治体間で再配分するという意図があったのではないか。 ○ ふるさと納税制度の創設の背景には、地方交付税の削減による地方の衰退も関係しているのではないか。 <p>4 ふるさと納税の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本来地方税は、市民サービスに向かうべきものであるが、それがポータルサイト運営事業者の手数料になっている。 ○ 特例控除の拡充が、返礼品競争の過熱を招いた最大の要因であり、制度の健全化には特例控除の見直しが不可欠である。

	<p>5 ふるさと納税のあり方</p> <p>○ 特例控除は廃止すべきである。特例控除が廃止されれば、課題となっている返礼品競争もなくなるのではないか。</p>
資料	資料「ふるさと納税制度のあり方について」